



報道発表資料の配付日時 10月13日(水) 19時00分

発表項目 (行事名)	北海道公立大学法人札幌医科大学理事長予定者の決定について
概要	<p>本日、18時00分から開催された北海道公立大学法人札幌医科大学理事長選考会議において、次期の理事長予定者として次の者が決定されたのでお知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○理事長予定者 本学医学部整形外科学講座 教授 山下敏彦</p> <p>○次期理事長の任期 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間</p> <p>○理事長予定者の経歴等 別紙1をご参照ください。</p> <p>○今後の予定 役員会(10月18日)に報告後、本学定款に基づき、北海道知事に任命の申出を行います。</p> <p>○その他参考事項 ・理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行うこととなっております。 ・理事長は、本学の学長となります。</p>
参考	<p>○理事長任命に関する根拠規程 別紙2のとおり</p> <p>○意向投票の結果 ・意向投票対象者数435名 ・投票総数373票 (神保孝一候補：84票、山下敏彦候補：272票、白票：17票)</p>
報道(取材)に当たってのお願い	
担当 (連絡先)	<p>発信元： 札幌医科大学事務局総務課 副課長 千葉 泰嗣 TEL 011-611-2111 (内線21110) (理事長予定者への取材を希望される場合は、経営企画課企画広報係を通してください。)</p>

## 理事長予定者 履歴書

氏名： やました としひこ  
山下 敏彦

生年月日： 昭和 33 年 8 月 5 日 (63 歳)

出身地： 北海道砂川市



### (履 歴)

昭和 58 年 3 月 31 日	札幌医科大学医学部卒業
昭和 62 年 3 月 31 日	札幌医科大学大学院医学研究科修了
昭和 63 年 11 月 1 日	ウェイン州立大学 (米国) ポストドクトラル・フェロー
平成 4 年 4 月 1 日	札幌医科大学医学部整形外科学講座 助手
平成 6 年 4 月 1 日	市立室蘭総合病院整形外科科長
平成 8 年 4 月 1 日	札幌医科大学医学部整形外科学講座 講師
平成 11 年 10 月 1 日	札幌医科大学医学部整形外科学講座 助教授
平成 11 年 11 月 1 日	カルガリー大学 (カナダ) 在外研究
平成 14 年 9 月 1 日	札幌医科大学医学部整形外科学講座 教授
平成 15 年 4 月 1 日	札幌医科大学医学部 カリキュラム委員長 (～平成 17 年 3 月 31 日)
平成 17 年 4 月 1 日	札幌医科大学附属病院 手術部長 (～平成 20 年 3 月 31 日)
平成 20 年 4 月 1 日	札幌医科大学医学部 教育研究機器センター所長 (～平成 22 年 3 月 31 日)
平成 22 年 4 月 1 日	札幌医科大学附属病院 副院長 (～平成 26 年 3 月 31 日) 札幌医科大学附属病院 医療安全推進部長 (～平成 26 年 3 月 31 日) 札幌医科大学附属病院 臨床工学部長 (～平成 26 年 3 月 31 日)
平成 26 年 4 月 1 日	札幌医科大学附属病院 病院長 / 札幌医科大学理事 (～平成 30 年 3 月 31 日)
平成 30 年 4 月 1 日	札幌医科大学国際交流部長

### (資格・免許)

昭和 58 年 5 月 24 日	医師免許証取得 (第 273796 号)
昭和 62 年 3 月 31 日	医学博士の学位取得 (札幌医科大学、甲 1045 号)
昭和 63 年 8 月 1 日	日本スポーツ協会公認スポーツドクター (認定番号 88502)
平成 5 年 2 月 28 日	日本整形外科学会 専門医 (第 273796 号)
平成 28 年 4 月 1 日	日本脊椎脊髄病学会 脊椎脊髄外科指導医 (認定番号 10126)
平成 30 年 10 月 1 日	脊椎脊髄外科専門医 (認定番号 002-074)

### (賞 罰)

平成 3 年	整形災害外科学研究助成財団 鈴木重男記念賞
平成 3 年	北海道整形災害外科学会 学術奨励賞
平成 7 年	日本整形外科学会 学会奨励賞
平成 7 年	米国整形外科学会 (AAOS) Kappa Delta Award
平成 12 年	日本・米国整形外科学会トラベリング・フェロー
平成 20 年	北海道知事賞、北海道医師会賞
平成 20 年	日本スポーツ協会公認スポーツドクター表彰

## 別紙 2

### 地方独立行政法人法（関係分抜粋）

#### 第 71 条 （第 1 項省略）

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。

（以下省略）

### 北海道公立大学法人札幌医科大学定款（関係分抜粋）

（理事長の任命等）

第 10 条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。

3 第 1 項の申出は学長となる理事長を選考するため設置される機関（以下、「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

（役員の内任期）

第 12 条 学長となる理事長の内任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

### 北海道公立大学法人札幌医科大学理事長の選考等に関する規程（関係分抜粋）

（理事長の内任期）

第 10 条 理事長の内任期は 4 年とする。

2 理事長は再任されることができる。ただし、引き続いて再任される場合は 1 回に限るものとし、その内任期は 2 年とする。